

平成 21 年 12 月 15 日規程第 16 号

改正 平成 24 年 7 月 24 日規程第 7 号（イ）

改正 平成 27 年 6 月 18 日規程第 16 号（ロ）

改正 令和 6 年 3 月 13 日規程第 4 号（ハ）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約監視委員会の設置に関する規程

（目的）

第 1 条 独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が行う調達等合理化の取組の点検を行うため、契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。（イ）（ロ）

（委員会の審議事項）

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる審議を行う。

- 一 機構が行う調達等合理化計画の策定及び自己評価の点検（ロ）
- 二 機構が締結した競争性のない随意契約（機構契約事務取扱規程第 22 条第 4 号イ、ロ、ハ又はヘの規定により随意契約ができる場合を除く。）につき随意契約理由の妥当性等の点検（ロ）
- 三 機構が締結した一般競争入札等による契約につき競争性の確保に関する点検（ロ）
- 四 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づく公益法人に対する支出の点検（イ）（ロ）

（組織）

第 3 条 委員会は、原則委員 5 人以内で構成する。（ハ）

（委員）

第 4 条 委員は、機構の監事及び理事長が委嘱する公正中立の立場で客観的に点検を行うことができる学識経験のある者とする。

- 2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事長が委嘱する委員は、非常勤とする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（開催及び決議）

第 6 条 委員会は、毎年度 6 月末日までに開催することを定例とする。ただし、委員長が必要と認めたときに随時開催することを妨げない。（ロ）

- 2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の公開)

第7条 委員会の会議は、非公開とし、議事概要はこれを公表する。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、点検を行うため必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会に出席して意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第9条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、経理部経理課において行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の審議に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則 (イ)

この規程は、平成24年7月24日から施行する。

附 則 (ロ)

この規程は、平成27年6月18日から施行する。

附 則 (ハ)

この規程は、令和6年3月13日から施行する。